

議案第28号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年3月12日

三朝町長 吉田秀光

平成16年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

財産区管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年三朝町条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
財産区分	職名	報酬の額	財産区分	職名	報酬の額
略	略	略	略	略	略
旭財産区	会長	年額 60,000円	旭財産区	会長	年額 65,000円
	会長職務代理者	年額 40,000円		会長職務代理者	年額 50,000円
	委員	年額 30,000円		委員	年額 45,000円

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。